

令和6年度石垣市子ども達の居場所（コミュニティー型）運営事業（補助金）仕様書

1. 事業の件名

令和6年度石垣市子ども達の居場所（コミュニティー型）運営事業（補助金）

2. 目的

世帯の貧困や家庭内の暴力等、様々な課題を抱える子どもに対し、居場所に通わせ、地域住民と協力し、学習支援、食育支援、悩みの傾聴などを行い、子どもの心身が健やかに育ち、自尊心の向上や、SOSを出せる大人になれるよう子どもを支援する子ども達の居場所（コミュニティー型）事業を行う。

3. 実施場所

石垣市内

4. 実施期間

令和6年開所日から令和7年3月31日とする。

5. 実施時間

放課後から午後7時までを基本とする。各団体の地域にあった開催、創意工夫を推奨する。

※いずれも、労働基準法に定める休憩時間、開館前の準備と閉館後の片付け等、戸締りの時間を含む。

6. 利用対象者

世帯の貧困や家庭内の暴力等、様々な課題を抱える子どもを対象とする。地域交流を通して心身の育成を図るため、地域の子どものとその家族や、住民等、その他の利用者を限定することなく、子ども達が気軽に通う事ができる居場所とする。また、開催時には地域住民やボランティアなどを積極的に入れ、運営を行うよう努める。

7. 事業内容

- (1) 本事業は、子供の貧困対策事業の生活の支援として、様々な課題を抱える子どもを含め地域の子どもの達が気軽に通える居場所を週3日以上開所し、地域の人々との交流や体験を通じて人と関わる力や自己肯定感を育むとともに、課題を抱える子どもの早期発見や適切な支援を行う。

下記の5項目を必須項目とする。

- ①食事の提供、体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）や食材等の提供。
- ②子ども個々の能力や理解に合わせた学習を丁寧に行う支援、家庭の状況を訪問や聞き取りなどで把握し、家庭と共に子どもへの学習意欲を高める「学習支援」を行う。
- ③大人との関わりを通じて様々なルールを身に付け、“当たり前のことを当たり前にする”という基本的な生活習慣を身に付ける「生活指導」を行う。
- ④子供の悩みや困りごとを傾聴し、気になる子どもやその家庭があれば、その家庭の状況を把握し、速やかに学校や行政、相談機関に繋げる。
- ⑤地域の中で居場所が孤立することなく、地域住民とともに子どもを見守る体制作りに努める。

※その他、上記以外にも子ども達を支援するために有効な活動は実施可能とする。

(2) 施設運営責任者の配置（常勤1名）

施設の管理や子どもの安全管理、各種活動支援の統括、石垣市子ども支援コーディネーター及びこども家庭課との連携調整、事業報告等を行う施設運営の責任者を1名配置すること。

(3) 支援員の配置

子ども達に対し良き理解者となり心身ともに健康な人を配置すること。支援員配置の他、無償ボランティアなど地域の人的資源を積極的に活用し円滑な事業運営を行うこと。

(4) その他

- ①日誌、活動報告を作成し、毎月10日までに提出すること。
- ②利用者の活動・相談等で課題があると判断した場合、市に適宜相談し、各関係機関と連携取ること。
- ③施設内での物品の販売、営業の活動はしないこと。
- ④事業の遂行にあたって必要な事項については、両者の協議により決定する。

8. 実施場所、費用、設備等について

設備その他必要な事項については団体が準備する。また、居場所を開催する家屋等についても団体が確保する。

9. 居場所づくり運営にあたっての留意事項

(1) 苦情対応

利用者と従事者間での苦情や、トラブル対応は原則として団体が行うこと。

ただし、市に引き継ぐ必要があるものは、速やかに引き継ぐこと。

(2) 個人情報の取り扱い

事業を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。個人名が入っているデータに関しては、ロックをかける等の対策を行い、原則外部に持ち出さないこととする。

(3) 守秘義務

事業を行うにあたり、事業の遂行上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、事業終了後も同様とする。

(4) 食事の安全対策について

食中毒予防のための衛生面及び食物アレルギーへの対応を含めた安全面への十分な配慮を行うものとする。また、食中毒等が発生した場合、迅速な対応を行うとともに、速やかに市に報告しなければならない。

(5) 感染症予防の対策

感染症予防対策と緊急時の対応について必要な措置を行うものとする。また、事業者は感染症等が発生した場合、状況に応じた対応を行うとともに、早急に市へ報告を行うこと。

(6) 事故の取り扱い

- ① 本事業の遂行中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を行うこと。事業の対象児童の負傷等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険に加入しなければならない。また、事業者は、事故等が発生した場合、迅速な対応を行うとともに、ただちに市に報告しなければならない。

- ② 市は、本事業におけるあらゆる事故については一切責任を負わない。

(7) 災害時の対応

災害時の対応に関して、管理責任者を主導として検討し、管理責任者不在時の連絡体制等を整え、その内容を市へ報告する。

(8) 交付決定の取り消し

市は、法人等又はその役員等が、沖縄県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者であると確認されたときは、決定した補助金について石垣市暴力団排除条例(平成 23 年石垣市条例第 18 号)第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、交付決定を取消しすることができる。

10. 事業の報告

毎月毎に事業報告を行うものとし、毎翌月 10 日までに報告書を市へ提出する。年度の事業が完了したときは、実績報告書（収支決算書・事業報告書等）を翌年度 4 月 7 日までに石垣市に提出するものとする。ただし、同日が土日祝祭日にあたる場合は、その後の翌平日を期限とする。

1 1. 補助金支払い方法

補助金交付決定後、団体の請求に基づき、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。ただし、1 回目の概算払いは 5 割を上限とし、2 回目の請求は事業開始後、半年が経過した後に行う事ができる。

1 2. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、団体と市の両方で協議するものとする。